

豊田市環境基本計画等策定業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の目的

この業務は、令和8年度から令和17年度の概ね10年間における、本市の環境基本計画等を定め、計画を取りまとめるまでの策定作業を効率的かつ効果的に推進するため、策定作業上必要となる各種調査、素案の作成等を業務委託する。

2 契約の概要

(1) 業務名

豊田市環境基本計画等策定業務委託

(2) 業務期間

委託期間の開始日から令和7年3月31日（月）まで

(3) 業務の内容

別添「仕様書（案）」のとおり

3 提案限度額

23,500千円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件を満たす者

- (1) 公告日において令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業から暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当該事業者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。
 - ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者であること（ただし（1）に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登載されたものに限る。）。
 - イ 公告日において、平成31年4月以降、都道府県又は政令指定都市、特別区、中核市が発注する業務の元請として、1件当たり税込500万円以上の下記業務委託の両方の履行

実績を有する者。

ア 環境基本計画策定に関する業務委託

イ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策・事務事業編）」に関する業務委託

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

4月 8日 (月)	業者選定審査会による方式の決定
4月 9日 (火)	事業実施の公告、公表、公募の開始
4月 9日 (火)	業務説明資料等の交付開始
4月22日 (月)	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
4月23日 (火)	参加資格確認通知書の送付
4月30日 (火)	質問の回答期限
5月10日 (金)	提案書等の提出期限
5月17日 (金)	ヒアリング実施及び選考委員会開催
6月 3日 (月) 予定	業者選定審査会による業者の決定
6月12日 (水) 予定	見積徴収
6月20日 (木) 予定	契約締結

(2) ヒアリング

ア 日時 令和6年5月17日(金) 午後1時～4時30分のうち指定する25分間

イ 場所 豊田市役所 東大会議室3 (東庁舎7階)

ウ 備考

- ・提出された企画書等に基づき1社25分(説明10分、質疑応答15分)のヒアリングを行う。なお、参加者多数の場合は、質疑応答のみとすることがある。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
- ・出席者は3名以内とする。
- ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
- ・新型コロナウイルスの感染状況によっては、ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

6 選考委員

委員長 環境部 部長 中川 さゆり

委員 学識経験者 千頭 聡(日本福祉大学教授)

環境政策課 課長 塩谷 誠

循環型社会推進課 課長 金原 昭仁

未来都市推進課 課長 清水 智哉

7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面10枚以内（見積書及び積算内訳書を除く。）に下記内容を記載（提出部数は正本1部、副本6部）。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

（1）業務経歴

平成31年4月以降の環境基本計画策定等業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）

（2）業務担当体制

- ① 環境基本計画、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）策定業務、気候変動適応計画策定業務 担当編成表（業務担当責任者、主任担当者を含む。）
- ② 上述の業務担当編成表に記載された各業務従事者の実務経験年数
- ③ 業務担当責任者、主任担当者の平成31年4月以降の同種・類似業務実績、現在の手持業務

（3）業務実施方針

実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

（4）本業務への提案や意見

- ① 脱炭素社会への移行など環境分野に関する国内外の動向や本市のこれまでの取組を十分に理解し、2050年までの中長期的な視点を持って提案できていること
- ② 製造業を中心とした産業構造や都市と山村の両方がある本市の状況を踏まえ、SWOT分析の結果、本市独自の課題の整理と特に重要視すべき政策を提案できていること
- ③ 2050年脱炭素社会の実現に向けて、CO₂削減シナリオや脱炭素促進区域に関する具体的な作成手法が提案できていること
- ④ ワークショップやアンケート実施するうえで、市民や事業者の声を効果的にかつ多角的に吸い上げるための方法や、吸い上げた市民等の声やイメージを市民が十分に理解できる内容で計画に反映できる提案ができていること

（5）工程計画

（6）見積書及び積算内訳書（1部）

8 評価基準

（1）下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。事務局の採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（18点）【事務局評価】

（ア）企業の業務実績（6点）

（イ）業務担当体制（12点）

イ 業務実施計画等（72点）【選考委員評価】

（ア）業務実施方針、提案・意見（64点）

（イ）工程計画（4点）

(ウ) 取組意欲 (4点)

ウ 事業コスト (10点)【事務局評価】

※評価点 (500点) = ア (業務経歴 (18点)) + イ (業務実施計画 (72点)) + ウ (事業コスト (10点)) × 5人分

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

- (2) 最高得点の者が同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。
- (3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

9 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。
仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難であると、本市が判断したとき
- (5) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (6) 本契約の履行結果が優良な場合、本契約に直接関連する令和7年度環境基本計画等策定業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>